

平成29年度
東広島市教育委員会事務事業評価報告書

平成30年8月
東広島市教育委員会

○ はじめに

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、事務事業の点検評価を行うことが義務付けられており、本市もこれを実施しています。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

- 1 事務事業シート（評価）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3 ページ
- 2 事務事業評価シート【学校教育部】・・・・・・・・ 5～102 ページ
- 3 事務事業評価シート【生涯学習部】・・・103～146 ページ
- 4 教育委員会議開催実績・・・・・・・・・・・・・・・・ 147～150 ページ
- 5 教育委員活動実績・・・・・・・・・・・・・・・・ 151 ページ

参考資料〔巻末〕

- 東広島市教育委員会事務局組織図
- 東広島市総合計画基本構想体系
- 東広島市教育委員会事務事業評価実施要綱